

SFC ディスカッションペーパー
SFC-DP 2014-001

「自分にしてもらいたいように人に対して
せよ」－ 黄金律の生成と発展

岡部光明

慶應義塾大学名誉教授
okabe@kvp.biglobe.ne.jp

2014年6月

「自分にしてもらいたいように人に対してせよ」－黄金律の生成と発展

岡部光明

【概要】

「自分にしてもらいたくないことは人に対してするな」（禁止型）あるいは「自分にしてもらいたいように人に対してせよ」（積極型）という格言がある。これは、洋の東西を問わず古くから知られた倫理命題であり、一般に黄金律（Golden Rule）と称されている。本稿では、その生成と発展の歴史を簡単にたどるとともに、この格言の意義を考察した。その結果、(1) 禁止型を積極型へ明確に変更したのはキリスト教の聖書である、(2) 黄金律は宗教や文化を超えて道德の基礎となっているので普遍性があり、またそれは相互性、論理整合性、人間の平等性といった重要な原則も主張している、一方 (3) 自分と相手の価値観に差異がある場合にはそのルール適用に留意が必要である、などを主張した。

はじめに

「自分にしてもらいたいように人に対してせよ」という格言は直感的に分かりやすく、またその発想は広く流布している。たとえば「我々は他の人に丁寧に対応してもらいたい。だから我々は他の人に対して丁寧に対応するべきだ」ということは自然に納得できる。

この格言が誰にでも馴染める性質を持つことは、世界中のどのような国や社会においても通用する普遍性がある一方、人間の歴史を顧みても古くからその思想がみられたものである可能性を示唆している。事実、その最も具体的なものとして、キリスト教の聖書における「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」（マタイによる福音書 7 章 12 節）¹というよく知られた表現がある。そして明治学院大学ではこれを建学の思想と位置づけ、その延長線上にある“Do for others”（他者への貢献）を教育理念に据えている。

本稿では、一般に「黄金率」（Golden Rule）として知られるこのようなルールないし格言を取り上げ、それが人類史からみてどのように生成し、発展してきたのかを簡単にたどるとともに、そのルールが意味することを考察し、そしてそれに対して表明されている幾つかの疑問点ないし留意点にも言及する²。

¹ 以下『聖書』からの引用は、断りのない限り新共同訳による。

² 明治学院大学が黄金律（を単純化したモットー）を校是として掲げている以上、同大学の研究者は、

以下、1節では、明治学院大学の建学精神および教育理念として黄金率が採用されていることを述べる。2節では、歴史的にみた黄金率の生成と発展を簡単にたどる。3節では、黄金率が意味するものを多面的に考察する。4節では、黄金率に対して提起されている疑問点や留意点を指摘する。5節では、本稿を要約するとともに残された検討課題を指摘する³。

1. 明治学院大学の建学精神および教育理念としての黄金率

明治学院大学は、21世紀に入ってから、その教育理念を学内外に明確化して発信しようとする企画（ブランディング・プロジェクト）を推進した。その結果、聖書句の「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」という表現を集約した“Do for others”（他者への貢献）というキャッチフレーズを採択、これが建学の精神であったことを強調するとともに、同大学の現在の教育理念でもあることを学内外に打ち出している⁴。つまり、黄金率に含まれる精神を校是として標榜するに至っている。

明治学院の前身を創設した宣教師ヘボン

なぜこの時期にこうした企画が推進されたのかを説明する公表資料は見当たらないが、このモットー（教育理念）を採用した理由については、幾つかの資料において説明がなされている。例えば、当時学長だった大塩（2005）の説明によれば、それは、日本が開国した直後の1859年に来日した宣教師ヘボン博士（James Curtis Hepburn, 1815-1911）の思想と活動の精神を同大学は受け継いでいるからである、とされている。

すなわち、ヘボンの日本社会における貢献は3つの分野があると要約、それらは（1）病に悩む人々に対する医療活動、（2）聖書の日本語訳の必要から生じた和英辞典・英和辞典の編纂、（3）明治学院の淵源となるヘボン塾開設を通じる教育活動、であったとしている。そして、こうした3つの活動のために「33年間という時間を日本人のために捧げた[のが]ヘボン[でありそ]の生涯を一言で表すなら、“Do for others”という言葉が適切」であると主

三つの研究課題すなわち(a)黄金律の比較宗教的・比較文化的・歴史的研究、(2)黄金律の背後に潜む要因を明らかにする科学的（心理学的・神経科学的・進化生物学的）研究、(3)黄金律に含まれる利他精神を社会科学に取り入れて社会像を再構築する研究、に取り組む責務がある（岡部2012）。本稿は、そのうちの(a)に関する研究である。なお(b)に関する研究は岡部（2014）において試みた。(c)は、筆者にとって今後の課題である。

³ 黄金律に焦点を合わせた書物は必ずしも多くない。書名として「The Golden Rule」を掲げている書物は、筆者が検索した限りではWattles（1996）、Neusner and Chilton（2008）の2点だけである。本稿もこの2冊に依拠するところが大きい。なお、前者が哲学、宗教、心理学、文化史の観点を中心とした単独著者による書物であるのに対して、後者は多様な分野（比較宗教学、哲学、倫理学、人類学、社会学、進化生物学、神経科学など）の研究者による9編の論文集である。

⁴ 例えば、大学案内冊子やインターネット上のウェブページにその表現が必ず掲載されているほか、同大学の学生全員が保有するダイアリーの表紙裏には「DO FOR OTHERS WHAT YOU WANT THEM TO DO FOR YOU.」「だから、人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」と印刷されている。

張、「明治学院大学はヘボンの生涯を貫く信念を教育理念として学生と教職員によって無意識のうちに今に受け継いでいます」とフレーズ採用の一つの理由を説明している。

いま一つの理由は、同大学の淵源は宣教師ヘボンによるキリスト教布教活動の精神を継承していることから、聖書の教えを総括した句として黄金率を学是に採用したとされている。つまり、聖書は、何を知りそして信じるべきかだけでなく、何を行うべきか、誰に対して行うべきか、をも述べているが、黄金律はそれら全体を貫く「イエスの倫理の根幹をなす教え」（大塩 2005 : vi ページ）に他ならないからである、と説明している。

“Do to others” か “Do for others” か

やや細かいことであるが、明治学院大学が “Do to others” ではなく、なぜ “Do for others” を校是としたのであろうか。黄金率（新約聖書マタイによる福音書 7 章 12 節）の英語表現としては、実は Do to others が最も一般的な表現である。すなわち、ほとんどの場合、

Do to others as you would
have others do to you. (1a)

であり、

Do for others as you would
have others do for you. (1b)

という表現は、例外的とまでは言えないにしても非常に少ないものにとどまっている。例えば、インターネット上で英語版聖書の記述を検索してみると⁵、20 種類の聖書のうち、Do to others、またはその古表現である Do unto others という表現をしているのがそれぞれ 12 ケース⁶、4 ケース⁷あり、合計 16 ケースであるのに対して、Do for others という表現は 4 ケース⁸にとどまっている。

Do for others という表現は、聖書の語句としては Do to others に比べてやや一般性に乏しいにもかかわらず前者を校是にした理由は、著者が種々の文献を検索した限りでは公表資料では見当たらないが、当時の学内関係者の文章をみると、“to” か “for” かという問題

⁵ <http://biblehub.com/matthew/7-12.htm> では英語版聖書 20 種類の例が示されている。

⁶ “Do to others” と表現しているのは、New International Version、New Living Translation、English Standard Version、King James Bible、NET Bible、American King James Version、Douay-Rheims Bible、Darby Bible Translation、Webster’s Bible Translation、Weymouth New Testament、World English Bible、Young’s Literal Translation の 12 ケースである。

⁷ “Do unto others” としているのは、Jubilee Bible 2000、King James 2000 Bible、American Standard Version、English Revised Version の 4 つのケースである。

⁸ “Do for others” と表現しているのは、Holman Christian Standard Bible、International Standard Version、Aramaic Bible in Plain English、GOD’S WORD® Translation の 4 つの場合にとどまる。

は、確かに一つの論点であったことが推測される。すなわち、英語聖書では to (ないし unto) がより一般的な表現であるという認識が持たれていたようである。例えば、当時の学長による学是の英語解説 (Ooshio ca. 2004) では、聖書引用として unto others という用語で記載されているほか、同大学の教員 (久山 2005) は to othersの方が英語表現としてより一般的であることを担当授業において明示的に述べている。

しかし、Do to others は (それを修飾する語句を省略すれば) 単に「人に[対して]しなさい」となってしまう、原文で示唆されている「どのようなことを」すべきかが不明となり印象的な表現にならないのに対して、Do for others は「人のためにしなさい」という、他者に対する思いやりのある積極的な行動を奨励する含意が明確であるのでこの表現に確定したのではないかと推測される。

ボランティアセンターの創設

なお、明治学院大学では、創設者へボンの精神 “Do for Others” に沿ってボランティアセンターという学内組織を立ち上げている。このセンターは、1995年の阪神大震災発生時に、自発的な救援活動のために多くの明治学院大学の学生が被災地に向かったことがきっかけとなり、学生と教職員がパートナーシップを築きながら活動する学内組織として 1998年に設置された。これは、日本の大学における学内組織としては最も早期に設立されたものの一つであり、同大学ボランティアセンターは、先進性と独自性の点で全国の大学のボランティア活動に対して指導的な立場にある⁹。

2. 歴史的にみた黄金率

黄金率として、上記ではその一つを挙げたが、実は対照的な二つの表現がある。以下ではその二つを示すとともに、人類の歴史を振り返れば黄金率ないしその発想は非常に早い時期からみられ、現代に至っていることを簡単にたどることとしたい。

なお、このルールに黄金 (Golden) という形容詞句 (これは欧州で 16 世紀に発生した) が付いているのは、(1) 人間にとって倫理上の基本的真理といえること (fundamental ethical truth)、(2) 多くの宗教や文化を越えて人類社会に広く共通に見られること (普遍性、ubiquity)、(3) 直感に合致したルールであること (intuitive sense)、(4) 有用性が高いこと (supremely useful)、などのためである (Green 2009 : 3 ページ)。

(1) 黄金率の二つの表現：積極型と禁止型

黄金律と称される人間行動に関する倫理的なルールは、前述したように「他人にしてもら

いたいと思うような行為をせよ」(イエス・キリストの「為せ」という能動的なルール)を意味する場合が多い。しかし、これは現代の欧米における理解であり、より一般的にみると類似した表現が数多くあるほか、上記命題を逆の視点から述べた重要な道徳律がある¹⁰。

すなわち、上記の黄金律は「人は、他の人からしてもらいたいように、他の人に対してせよ」という肯定的形式(positive formulation)ないし積極型である。これに対して「人は、他の人からしてもらいたくないことは、他の人に対してするな」という否定的形式(negative formulation)ないし禁止型がある。その英語表現は下記のとおりである。

Do not do to others what you
would not have them do to you. (2)

黄金率という場合、単に積極型だけを指すのではなく禁止型も含める場合が多い。前者が黄金率(Golden Rule、狭義)とされるのに対して、後者は「銀色律」(Silver Rule)と称されることもある。こうした別名を持つのは、前者にみられる積極性は高い価値(金の値打ち)を持つのにに対して、後者は禁止にとどまっているのでその価値は比較的劣る(銀に相当)というニュアンスが込められている。

そこで、世界の主要宗教にみられる黄金率(広義)をこの二つに従って区分すると、表1のように整理できる。

まず、積極型(狭義の黄金率)としては、キリスト教の「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」(マタイによる福音書7章12節¹¹)が代表的なものであり、聖書にはこの他にも「人にしてもらいたいと思うことを、人にもしなさい」(ルカによる福音書6章31節)が含まれている。

イスラム教の場合、聖典コーランにおいては(積極型と禁止型の)二つが間接的に表現されている箇所があるにとどまるが、教祖ムハンマドの言葉としては積極型表現「あなたが人からしてもらいたいことは全ての人に対してしなさい」のほか、禁止型表現(後述)の両方

⁹ <http://www.meijigakuin.ac.jp/doforothers/philosophy.html>

¹⁰ 黄金率については、広範な文献に依拠した詳細な解説(歴史的・宗教的・哲学的側面など)が下記の英文ウェブサイトに掲載されている。以下の記述もこのサイトに依存する部分がある。このサイト(表題「Golden Rule」)における記述は、その根拠となる出典がていねいに明示されており、このサイトは(匿名であるが多数者による編集と改訂によって成立した)一つの学術論文とみなしうる。ちなみに、出典を示すために記載されている脚注数は90を越える。なお、同様の日本語サイト(表題「黄金律」)はこれと対照的に1ページ程度に過ぎず、引用文献は皆無である。

http://en.wikipedia.org/wiki/Golden_Rule

¹¹ 7章12節ではこれに続いて「これこそ律法と預言者である」と述べている。この表現はやや判り難いが、それは「この一つの規則こそが、特別の地位を与えられた律法(倫理の規範)であり、またそれとイエスの使命との関連(イエスはこのルールを新たに満たすだろうという予測)を要約している」と理解できよう(Wattles 1996: 56ページ)。

表1 人間の行動に関する広義の「黄金律」

	積極型	禁止型
通称	Golden Rule (黄金率)	“Silver Rule” (銀色律)
基本表現	Do to others as you would have others do to you.	Do <i>not</i> do to others what you would <i>not</i> have them do to you.
出所	<p>[キリスト教] 人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい。¹ (マタイによる福音書 7-1)</p> <p>人にしてもらいたいと思うことを、人にもしなさい。¹ (ルカによる福音書 6-31)</p> <p>[イスラム教] あなたが人からしてもらいたいことは、全ての人に対してしなさい。³ (ムハンマドの言葉)</p>	<p>[儒教] 己の欲せざるところは、他に施すことなかれ。(孔子「論語」卷第八衛霊公第十五 23)</p> <p>[ユダヤ教] 自分が嫌なことは、ほかのだれにもしてはならない。¹ (旧約聖書続編「トビト記」 4-15)</p> <p>[ヒンドゥー教] 自分自身にとって有害だと思われることを他人に対して決して行うべきでない。(マハーバーラタ)²</p> <p>[イスラム教] あなたが抑圧されたくないのと同様、人を抑圧せぬようにしなさい。³ (ムハンマドの言葉)</p> <p>[仏教] (黄金律や銀色律に類する言葉は含まれていないが、仏教の教えはそれらと整合的)⁴</p>
特色	<ul style="list-style-type: none"> ・相手に対して積極的な働きかけを要請。 ・自分の行為を判断するために相手を位置づけ。 ・2人の人間の間を同等に、そして相互に関係する観点から扱う (相互性、論理整合性)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に対する禁止規定。相手に対する働きかけには言及なし (消極性)。 ・自分の行為を判断するために相手を位置づけ。 ・2人の人間の間を同等に、そして相互に関係する観点から扱う (相互性、論理整合性)。

1. キリスト教『聖書』新共同訳。
 2. http://www.mahabharataonline.com/translation/mahabharata_13b078.php#fn_255。(引用者 and 和訳)
 3. http://en.wikipedia.org/wiki/Golden_Rule における “Islam”。(引用者 and 和訳)
 4. Pfaff (2007 : 第2章)。

が明示的に述べられている¹²。

一方、黄金率 (狭義) の倫理基準を裏返した形式、すなわち黄金率の禁止型¹³ないし銀色律と称される道德律にも様々なものがある。まず儒教の「己の欲せざるところは、他に施すことなかれ」(孔子「論語」卷第八衛霊公第十五 23) がよく知られている。そのほか、ユダヤ教における「自分が嫌なことは、ほかのだれにもしてはならない」(旧約聖書続編「トビト記」4章15節)、ヒンドゥー教における「自分自身にとって有害だと思われることを他人に対して決して行うべきでない」(マハーバーラタ) がある。そしてイスラム教の場合には、上述した積極型に加えて禁止型「あなたが抑圧されたくないのと同様、人を抑圧せぬようにしなさい」(ムハンマドの言葉) がある。

¹² http://en.wikipedia.org/wiki/Golden_Rule における “Islam” (引用者 and 和訳)。

¹³ 例えば「自分は他の人に略奪されたくない。だから他の人を略奪するな」という行動がある。

また仏教の場合、黄金律や銀色律に類する言葉は含まれていないが、仏教の教えはそれらと整合的である (Pfaff 2007 : 第 2 章)。なぜなら、その教えでは“ I ” とか “ you ” とかの表現は意味がなく、われわれは皆精神共同体の一員であるので他人を傷つけることは自分を傷つけることになるからである (同)。

(2) 人類史的にみた黄金率の思想

以上みた黄金律は、現在みられる各種の表現であるが、これらは古代から様々な経緯を経た末にこのようになったものである。以下では、2 千年以上にわたる人類の歴史を振り返るかたちで、黄金律ないしそれに類似する思想の変遷を簡単に振り返ることとする¹⁴。

孔子の教え

古代中国においては、孔子 (紀元前 551 年- 479 年) が述べた黄金率「己の欲せざるところは、他に施すことなかれ」(否定形だから銀色律というべき規則) が『論語』に記載されている。このルールは、自分の立場ないし役割を逆転させること (自分を他人の位置に置いてみる) によって相手の状況を理解し、相手の立場からみてふさわしい行動を行えという行動基準 (徳) を示しており、厳格な自己規律を要請するものである。これは、個別具体的な行動基準を提示するものでなく、包括的かつ豊かな想像力を要請するルールといえる。

このルールの特徴は、儒教の社会観を支える基礎を提供している点にある。すなわち儒教では、人間は一つの家族であるという考え方がなされ、このため個人と社会 (家族ならびに国家) の関係が大切にされる。その場合、個人の社会関係において妥当な行動をするための倫理がこのルールに他ならない (Wattles 1996 : 26 ページ) からである。

古代のギリシャとローマ : 相互性

黄金律の発想は古代ギリシャの宗教や哲学において明確にみられた。ホメロス (吟遊詩人) をはじめ、プラトン、ソクラテス、アリストテレスなどの哲学者の思想にもそれを追跡できる (Berchman 2009)。とくにアリストテレスにその発想があったとすれば、それは「自分の分身であるように他人を愛せよ」という表現に近いものになり (同 41 ページ)、その思想は彼の哲学において中心的位置を占めるものであった (同 43 ページ)。すなわち、アリストテレスの倫理的、社会的、政治的な思想は、黄金律の重要な性格である相互主義 (reciprocity) に依存しており、このため黄金律が十分に行き渡れば個人の幸福と社会の調和がもたらされる、という考え方として理解できる (同 43 ページ)。

¹⁴ 以下の理解と記述はもっぱら Wattles (1996 : 2 章~5 章)、Neusner and Chilton (2009 : 2 章~4 章) に依拠している。

これに対して、古代のギリシャとローマにおいては、相互主義ないし互惠主義 (reciprocity)、あるいは報復 (retaliation) の側面が重視され、それを保証するルールとしてこの格言 (maxims) が黄金率として徐々に形成されることになったという面を強調する見解もある。すなわち、当時のこれら社会では、敵にどう危害を加えるか、味方をどう助けるか、奴隷にどう対応するか、などが大きな課題であり、その場合、良いことには良いことで、悪いことには悪いことで対応するという返報原則 (repayment principle) の発想が次第に強まった。これがこの時代の特徴であり、道徳的基準として黄金率の表現が形成されることはなかったものの、黄金率の相互主義という一つの側面が形成された (Wattles 1996 : 28 ページ) という見解である。ただこの見解においても、相互性 (reciprocity) を強調する点においては前者と共通している。

ユダヤ教の知恵

ユダヤ教においては、その初期文献 (紀元 1 世紀ごろ) において黄金率の考え方が台頭、定着し、その後これがユダヤ教の中心的教えになった。

ユダヤ教を代表する教師ヒレル (Hillel、紀元前後のユダヤ教の律法学者。イエスよりも年長の同時代人) に対してある時「トーラー (Torah、ヘブライ語の聖書の最初 5 冊) を要約するとどうなるか」という質問が提示された。これに対してヒレルは次のように回答した：「あなたにとって嫌なことは、あなたの隣人に対してするな——これがユダヤ教の教えの全てである。その他のことは、これに対する注釈にすぎない。行け、そして学びなさい」¹⁵。ちなみに、旧約聖書はキリスト教の聖典であるだけでなくユダヤ教にとっても聖典であるが、そこには (表 1 を参照) 前述した通り禁止型の黄金率が記載されている。

黄金率は、確かに個人の道徳性を全面的に取り込んだ唯一の表現ではない。例えば、知恵、徳、敬虔、正義などユダヤ教で重視されることがらは数多くある。しかし、黄金率はその単純性 (simplicity)、一般性 (generality)、崇高な精神性 (spiritual tendency) によって、ユダヤ教の教えを明白に示しており、それは道徳的な生活にとって一本の筋を通すものとして位置づけられる (Wattles 1996 : 50 ページ)。

キリスト教の新約聖書：飛躍

イエス・キリスト (紀元前 4 年頃 - 紀元後 28 年頃) が述べた黄金率は、前述 (表 1) のとおり、新約聖書に含まれる二つの書物 (マタイによる福音書、ルカによる福音書) に記録されている。一般に黄金率という場合、イエスが述べた黄金率を指す場合が多いが、それは次の三つの点で注目すべき特徴を持つからである。

第一に、イエスの黄金率は、好意の相互関係 (reciprocity) を示す一方、報復の相互関係 (「目には目を、歯には歯を」という報復) をそこから外していることである (Wattles 1996 : 66 ページ)。

古代のギリシャとローマにおいては、上述したとおり好意および報復の両面で相互関係が含まれていた。例えば、ハンムラビ法典 (紀元前 1792 年から 1750 年にバビロニアを統治したハンムラビ王が發布した法典) では、無限な報復を禁じて同害報復までに限度を設定、それによって過剰な報復 (倍返しなど) による報復合戦の拡大を防ぐ効果をもった。しかし、イエスは報復自体を認めず、その相互関係を対象外にしたわけである。報復を認めないというのは、イエスの基本思想である。聖書において「あなたがたも聞いているとおり、『目には目を、歯には歯を』と命じられている。しかし、私は言うておく。悪人に手向かってはならない。だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい」(マタイによる福音書 5 章 38-39 節) という言葉にそれが述べられている。

第二に、イエスは、それまでの否定型ないし禁止型のルール (他の人に対してするな) を肯定型ないし積極型のルール (他の人に対してせよ) 作り変え、発展させたことである (Wattles 1996 : 56 ページ)。イエスは、他人を傷つけるような否定的行為を慎めということから一転し、他人に対して利益をもたらす積極的な行動の必要性を説いた¹⁵。この点に新しさがああり、肯定形の方が道徳的により積極性がある。そして、悪を禁止するよりも、善を命令する方が心理学的により効果的である (同)。

第三に、上記二つによってより高い基準の黄金率として提示したことである (Wattles 1996 : 66-67 ページ)。

すなわち、このルールはまず思慮深さ (prudence) を示している。自分の行動が相手に対して長期的にどのような幸せを与えることになるのかについて、注意を払っているからである。そして、隣人への愛 (neighborly love) を示している。このルールが述べる相手とは隣人であり、したがって全ての隣人への配慮と公正を求めているからである。さらに、父なる神の愛 (Fatherly love) を示している。父なる神が人を愛していることを見習って人は隣人を愛すべしという主張となっているからである。つまり、イエスの教え (黄金率) においては、これら 3 つのレベルが示唆され、かつ統合されているのが他の黄金率にはない特徴である。

¹⁵ かつこ内は、Wattles (1996 : 42 ページ)、Green (2009 : 1 ページ) を引用者が和訳したもの。

¹⁶ このルールは、当時すでにユダヤ教とヘレニズム文化の一部となっていたため、イエスの教えとしてでなくとも文章として簡単に聖書に挿入された可能性もあり、したがって聖書に述べられている黄金律をイエスに帰することに躊躇する研究者もいる (Wattles 1996 : 53 ページ)。しかし、聖書の記述を全体的にみると、黄金律はやはりイエスに帰するのが妥当 (同) とされる。

カントの哲学、英国の功利主義思想

ヨーロッパ中世から近世にかけては、黄金律を宗教的背景と切り離し、自然法 (natural law) における重要な命題とみなす議論が次第に強まった (Wattles 1996 : 11 ページ)。そうした流れの中で 18~19 世紀に見られた二つの代表的な思想、すなわちカント (Immanuel Kant、18 世紀ドイツの哲学者) の哲学、および英国の J. ベンタム、J. S. ミルなどの功利主義 (utilitarianism) 思想を取り上げ、そこにおいて黄金律の考え方がどのようなものであったかをみよう。

まず、最も大きな特徴は、これら両者の倫理観が全く対照的であったこと、そしてそれにもかかわらず、両者はともに黄金律の洞察を取り入れようとしている点で共通していた (Berthold 2009 : 84 ページ) という見方がある。

すなわち、カント哲学は行為の背後にある意図を重視するのに対して、功利主義は結果を重視する。また前者が道徳行為の正当化を求めるのに対して、後者は人間の幸福最大化を追求する。さらに、前者が道徳的命令の確立を要求するのに対して、後者は全ての倫理的行動は状況次第とみる。そして、前者では道徳的考察において欲求、利害、感情を徹底的に排除するのに対して、後者ではそれらが重要と見る (同 83 ページ)。

両者はこのような対照的な思想であるにもかかわらず、共通点があったとされる。なぜなら、カント哲学においては、われわれが行為する場合には他者を尊敬しそれ自体が目標であることが道徳律から要請されるとして他者を位置づける一方、功利主義においては、最大多数の利益と幸福を強調しているので自他双方を考慮しており、このため両思想とも他者ないし自他の関係において黄金律を意識しているからである (同 84 ページ) とされる。ただ、黄金律の性格をここまで拡張解釈してこれらの思想と関連づける必要が果たしてあるのかどうか、筆者には疑問なしとしない。

米国における企業経営倫理としての適用

19~20 世紀になると、黄金律は哲学者や神学者にとどまらず、牧師、政治家、実業家にもはやされることになった。とくにアメリカでは、黄金律は宗教的倫理の枠を抜け出し、ポピュラーな企業経営スローガンになった (Wattles 1996 : 101 ページ)。例えば、経営者の自己犠牲によって労働者の賃金を引き上げたり、利潤追求するうえでの道徳的制約を強調するなどの動きがみられ、黄金律が実用化されるようになった。

3. 黄金率が意味するもの

以上で概観した黄金律の各種側面や歴史を踏まえれば、それは次のような特徴と性格をもつ格言として理解することができよう。

(1) 黄金率には二つの表現：積極型と禁止型

第一に、黄金律をやや広くとらえると、「人は、他の人からしてもらいたいように他の人に対してせよ」という肯定的形式ないし積極型がある一方、「人は、他の人からしてもらいたくないことは他の人に対してするな」という否定的形式ないし禁止型の二種類がみられることである。

これらはともに人間にとっての基本的倫理を示すうえ、宗教や文化を越えて人類社会に広く共通に見られることなどから（広く）黄金律と理解されている。ただ、イエス・キリストが説いたルール（新約聖書マタイによる福音書7章12節）は（1）それまで報復の相互関係（「目には目を、歯には歯を」という報復）を外して好意の相互関係に限定したこと、そして（2）それまでの禁止型ルール（他の人に対してするな）を積極型ルール（他の人に対してせよ）に作り変えたことにより、一般的には（とくに欧米では）これが黄金律とみなされる場合が多い。この場合、禁止型ルールは「銀色律」（Silver Rule）という扱いがなされることもある。また、黄金律の否定形である銀色律は、黄金律に比べより実用的である（実行しやすい）とされる。

(2) 黄金率には普遍性：宗教や文化を超えた道德の基礎

第二に、黄金律は人類史において古くから見られる人間社会の原則であり、現代においても宗教や文化を超えて道德の基礎となる重要な規則になっていることである。

黄金律は、おそらく人類が知る最もよく知られた倫理的格言(ethical dictum)であり (Green 2009 : 1 ページ)、人類の知恵(human wisdom)の一部にほかならない (Neusner and Chilton 2008 : 序文) との評価が一般になされている。そして銀色律 (黄金律の禁止型である Silver Rule) については、人間がこれまでに発明した最も偉大な、最も単純な、そして最も重要な道德基準 (moral axiom) であるという見方¹⁷もある。その要因としては、黄金律が直感的に明快であって近づきやすく、そして理解しやすいルールであること (Wattles 1996 : 188 ページ) が指摘されている。

黄金律が文字通り金科玉条に値するものである (The rule is genuine gold, in fact solid gold) (Gensler 2009 : 147 ページ) のは、このルールが何よりも道德律の背後にある精神 (spirit) の根幹を捉えているからである (同)。さらに、このルールは自己中心主義に反

¹⁷ http://en.wikipedia.org/wiki/Golden_Rule

論しているほか、自分以外からの回答を強制するのではなく自分の推理力の活用を求め、さらに相互理解と協力を推進することを求めるといった具体的対応の必要性を示唆している点を指摘できる（同）。

黄金律は、上記のとおり宗教や文化を問わない普遍性（universality）ないし遍在性（ubiquity）を備えている点に大きな特徴があるが、換言すれば、黄金律は非宗教的な原則（nontheologic principle）であると性格づけることができるわけである。つまり、ほとんどの主要宗教（キリスト教、イスラム教、ヒンズー教ほか）がこれを基礎的な道徳として含んでいるものの、黄金律は神に言及しているわけでないので神学的原則でなく、宗教とは関係のない倫理としても（格別の宗教的コミットメントなくしても）多くの人が共感をもつ考え方になっていることである（Wattles 1996 : 4 ページ）。

このように、黄金律は時間を超越した規範（人類の歴史を通して支持されてきた規範）であるうえ、現在どの民族も共有できるグローバルな規範になっている。このことは、「世界宗教会議」の1993年大会において、全ての主要宗教を含む40以上の宗教団体によって「グローバル倫理に向けての宣言」（Declaration Toward a Global Ethic）が採択されたことに端的に表れている（Gensler 2009 : 149 ページ）。その宣言では、根幹をなす考え方として黄金律が言及され、それが以下のとおり引用されている（引用者和訳）¹⁸。

人類の何千年にも亘る歴史において、多くの宗教ならびに倫理的伝統において存続してきた次のような原則がある：「あなたにしてもらいたくないことは、他人に対してするな」。あるいは、それを肯定的表現にすれば次のようになる：「あなたがしてもらいたいことは、他人に対して行え！」。これは、年月を経ても決して消え失せることのない無条件の規範であり、生活のすべての領域に当てはまるほか、家族やコミュニティにとっても、また人種・国家・宗教のいかんにかかわらず妥当するものである。

(3) 黄金率は相互性、整合性、人間の平等性を重視

第三に、黄金率は「自分を相手の立場に置いてみることを根本に据えた一般性の高い命題（abstract mandate）であるから、そこから相互性、論理整合性、人間の平等性など、社会関係ないし論理の観点からみて重要な幾つかの原則を暗黙のうちに主張していることである（Green 2009 : 2 ページ）。

¹⁸ http://www.parliamentofreligions.org/_includes/FCKcontent/File/TowardsAGlobalEthic.pdf

自分を相手の立場に置いてみることは、他の人々の気持ちを汲み取ること（共感、empathy）を意味しており、このため黄金律は、他人に対して熟慮と公正をもって扱うことにはっきりとコミットした道徳基準である（Wattles 1996 : 188 ページ）。このためそれは、本質的に相互性（reciprocity: 相互利益、互惠主義、相互主義）を前提としたルールである。また黄金律は、何らかの特定の行動を取るべきことを述べているのではない点に特徴があるが、その場合に整合的でない行動の組み合わせを回避する指示を与えるもの、ということができる。従って黄金律は整合性（consistency）原理を本質的に含んでいる（Gensler 2009 : 139 ページ）。

さらに、自分を相手の立場に置いて感情移入（empathy）することは、相手が誰であれ、何がフェア（公正）かという倫理的な問いかけを行うことに他ならず、それは相手に対する理解と親切を意味しており、相手を尊敬することにつながる。従って、黄金律は根底にヒューマニズムの精神、あるいは人間の平等性（自分も相手も同じ価値を持つ存在）の思想を秘めており（Wattles 1996 : 180 ページ）、このため性差別、ナショナリズム、人種差別、階級・年齢・健康・信条・教育水準・言語などによる差別とは相容れない（Wattles 1996 : 174 ページ）。この理解をさらに延長すると、黄金律は、現代の人権（human rights）という概念（個人は正当な扱いを受ける権利があるという思想）にとって基礎を提供するものだ、という見解になる。ただし、人権という「権利」の思想はあくまで現代の政治的思想であり、古代から存在する黄金律とは無関係だ、という反論がある¹⁹。

（4）黄金率は静態的規則というよりも動態的基準

第四に、黄金率は個別具体的な道徳規則を示すものではなく、より広い倫理を展開するための基準ないし尺度である。

個別具体的な道徳規則としては、例えばキリスト教の場合、敵を愛せよ、父母を敬え、神を崇拝せよ、などの積極型規律がある一方、腹を立てるな、人を裁くな、復讐するな、などの禁止型規律も少なくない。黄金律はこうした個別具体的な道徳規則とは異なり、より広い倫理の基準を提示している点に特徴がある。すなわち、どのようなことが倫理基準に合致し、どのようなことが合致しないかを示す一般原則であり、リトマス試験紙のような機能を持つ基準といえる。この意味で黄金律は、例えていえば地図（map）ではなくサーチライト（searchlight）であるとする見方（Wattles 1996 : 165 ページ）もある。

この観点から見ると、黄金律は、倫理にとっての十分条件であると理解できる。なぜなら、この規則を遵守する限り悪事に陥ることがないという意味を持つからであり、あるいは全ての義務はこのルールから導くことができるという意味からである（Wattles 1996 : 5 ページ）。

¹⁹ http://en.wikipedia.org/wiki/Golden_Rule

これに対して、この規則は正しい行動にとって一つの必要条件を示すものに過ぎないという見解もありうる。つまり、人が行動を起こす時、それが正しい行動であると保証されるには黄金率というテストをパスする必要がある、パスできない時にはその行動は正しくない行動であると考えることができるからである（同）。いずれの立場を採るにしても、黄金律が示す基準の一般性を物語っている。

黄金律が示す基準に一般性があることは、そこから導出される倫理基準やそれに従った行動が静態的なものでなく、成長し発展する性格を持つことを意味している。したがって、黄金律は静態的規則というよりも動態的な基準である。このため、道徳の探求やわれわれの行動において成長をもたらす要素を含んでいる（Wattles 1996 : 166 ページ）。このルールを忠実に実践することは、利己主義から共感へと移行させるほか、道徳上の直感を理性によって研ぎ澄まさせ、義務感よりもむしろ満足感をもたらすことになる（同 188 ページ）。黄金律は人類共通言語とでもいうべきものであり、全人類にとってこれほど弾力性をもった道徳律は他にない（同 189 ページ）。

(5) 黄金率の実用性を疑問視する意見も存在

第五に、上述したように黄金率は人間社会にとって古くから普遍性のある道徳基準であるほか、相互性、整合性などの重要性を示唆する点でも類例のない規範とされてきたが、その実用性にはある程度限界があるとする見方も存在することである。これは次節で論じることにしてしよう。

4. 黄金率に対する疑問点と留意点

黄金律は、最もよく知られた金言の一つであるがその内容や応用性の限界に関して疑問点ないし異論も少なくない。

自分と相手の価値観の差異

第一に、黄金律では人間は基本的に類似したものとみなしており、そのため人間相互における価値観や世界観の差異に対する認識が不十分のままルールを適用すれば、誤った行動に陥ることである（Wattles 1996 : 6 ページ）。

つまりルールでは、他人と自分では、してもらいたいこと、あるいはしてもらいたくないことが同じであると暗黙のうちに前提されている。したがって、自分にとって望ましいことは他人にとっても望ましい、ということが暗黙のうちに前提されている。しかし、両者は異なるかもしれないのである。そのような場合には、黄金律が常に良い指針とはならないのでその実用性が疑問視される（Green 2009 : 3 ページ）。

最もわかり易い例（黄金律が適用できない反例）を一つ挙げよう。いま大学生を考える。学生は、できるだけ良い成績をもらって履修単位を取得し、そして卒業することを当然望んでいる。このような状況において、教員がもし黄金律に従うならば、学生が望むようなことを叶える行動をとることを意味する。そのため、例えば学生が試験で達成した以上の成績を付ける（水増しした成績評価をする）とか、本来ならば不合格と評価すべき学生に合格点を付けて卒業させる、といったことが黄金律の観点からは要請される。しかし、教員のそうした行動が果たして良い行動かどうかには当然大きな疑問が生じる。つまり、この場合、教員が具体的に何をすべきかを判断するうえで黄金律（相手がしてもらいたいように行動せよというルール）は何ら役に立たない。この場合、教員は当然ながらその立場を考えた行動をする必要があり、適用可能な場合かそうでないかを見極めることが肝要である。

このように、立場の違いによってルールが適用できないといった問題が生じるほか、自分の倫理基準と相手の倫理基準が異なる（conflicting moral universe）場合にはとくに深刻な問題が発生する。例えば、他人の倫理基準が自分の倫理基準に反するような場合、相互主義に則る限り、自分はその基準（自分が反対する基準）をもとに自分の行動を形成することが果たして求められるかたちになるが、果たしてそれでよいのかどうか、である（Green 2009 : 4 ページ）。黄金律は必然的にこの面での曖昧さを含んでいる。

黄金律で判断の基準となるのは、行動主体（自分）なのか、それともその行動の影響が及ぶ主体（相手）なのか。またそのルールに従えば、自分が良いと信じることであればそれが何であっても（相手はそれを評価しないようなことであっても）、自分はそれをしてもらいたいと考える以上、相手に対してそれを行うこと（そこまでお節介な行動をすること）が果たして許されるのか。つまり黄金律の相互主義には限界があるのか。もし限界があるならば、黄金律はどのような意味で一般性の高い倫理原則といえるのか（Green 2009 : 4 ページ）。これらは難問といわざるを得まい。

とくに「人に対して・・・をしなさい」という積極的表現（positive formulation）をとった黄金律の場合には、自分の価値観を誰にでも適用できると勘違いしがちになり、相手からみると「余計なお節介」あるいは僭越な行動（でしゃばり、presumption）になっているにもかかわらず自分がそれに気づかない可能性がある。このような場合、相互主義がどのように有効に機能するのかは明らかでない。つまり、われわれは、他人に自分の観点（価値基準や嗜好）を当てはめて考え行動すべきなのか、それとも逆に自分は他人の観点を受け入れてそれを基礎として行動すべきなのか、それともこの二つを何らか組み合わせるかたちで対応すべきなのか。この点について黄金律は曖昧である。

黄金律は信条（belief）や価値観が類似している者の間においてだけ直接適用可能であるにとどまるものであり、上記のようなケースに陥っていないかどうか、常に熟慮して見極めることが要請される（Green 2009 : 4 ページ）。

この難問は単に理論上の問題でなく、それが現実には歴史的に大きな意味をもつことになった実例もある（Green 2009：4 ページ）。それは、18 世紀から 19 世紀にかけて議論された奴隷制度の適否についてであり、ここでは奴隷制度廃止論者と、奴隷制度存続論を唱えるキリスト教聖職者の間で論争がなされた。制度廃止論者は黄金律（自分は奴隷になりたくないの奴隷制度を廃止せよ）を援用し、制度廃止を主張した。これに対して、制度存続論に与するキリスト教説教者は奴隷制度を罪だと考えておらず、制度存続（正反対の主張）の論拠として何と同じ黄金律を援用した。すなわち後者は、もし奴隷制度を廃止すれば、その結果、社会・経済制度に大きな混乱をもたらすことになり、このため制度廃止から恩恵をうける人々よりもより多くの人々を傷つけることになるからだ、と主張した。ただし、ここでは道徳が著しく軽視されている。つまり黄金律は、両陣営にとって論拠として用いられたのでその実用性には問題があったこと（ないし黄金律を行動指針とするには熟慮が必要であること）を示している。

より高い倫理基準の欠如

第二に、黄金律では平凡な希望や欲求が道徳の判断基準となっており、倫理基準として掲げるにはレベルが低すぎる（Wattles 1996：6 ページ）という批判があることである。

例えば、必要な行動が歓迎されないような場合でも、人は本当にそうした行動をとるべき時がある。しかし、黄金律はそうした場合に指針を与えるものとはなっておらず、本当に「良いこと」とは何かについてより高い視野が欠如している。このため黄金律は、道徳的判断の整合性を規定するうえでの形式的ないし手続き的な性格を持つルールにすぎず、内容的に豊かで深い意味を持つものにはなっていない、というわけである。

黄金律はその非宗教的性格が一つの特徴であるが、宗教の観点から見た場合、このルールはより次元の高い倫理（例えば愛し合えという教え）を追求する性格を備えておらず、宗教的に見てもその有用性は中途半端にとどまっている（Wattles 1996：5 ページ）。例えば、著名なドイツの神学者ポール・ティーリッヒ（Paul Johannes Tillich、1886-1965）は「黄金律はわれわれが何を本当に望むべきかの示唆をあたえるものではないためレベルの低い原則に過ぎない。黄金律をはるかに超越するルール（例えば愛）がある」としている（同）。

競争社会の原則としてはナイーブさ

第三に、競争社会という現実を考えた場合、黄金律はあまりにも素朴（ナイーブ）かつ理想主義的な基準であること（Wattles 1996：7-8 ページ）が指摘されている。現代社会における人々の心理的要請に鑑みると、このルールはあまりにも非現実的なものにとどまっており、したがってその面では現代社会を生きるうえでルールの実用性に限界があるかもしれない。

ルールの適用には熟慮が必要

最後そして第四に、黄金律は行動基準として一般に広く受け入れられているとはいえ、それを援用できるための前提条件に留意する必要があるほか、行動に際してこのルールに従う場合には、その状況をどのような論脈や枠組みで理解する必要があるかを熟考し、果たしてそれが適用可能かどうかを見極めることが肝要である。道徳上の独善主義は、善意に満ちた強引さ (benevolent aggression)²⁰ をもたらしかねないので、そうならないように注意する必要がある (Wattles 1996 : 175 ページ)。

黄金律は、行動基準として確かに一般性があるものの、人間的にある程度成熟し、最小限の誠実さが援用の条件であること (Wattles 1996 : 6 ページ)、を認識する必要がある。

5. 結論

以上論じたことを要約すれば下記のとおりである。

(1) 「自分にしてもらいたくないことは人に対してするな」というよく知られた言葉がある。これは、古代中国における孔子のほか、古代ギリシャ、古代ユダヤ教などでもみられたものであり、歴史的には古代からみられ、そして洋の東西を問わず知られた倫理命題になっている。

(2) その表現を肯定型にした場合の「自分にしてもらいたいように人に対してせよ」という格言は、キリスト教の聖書 (新約聖書「マタイによる福音書」7章12節) に登場する。ここでは、従来みられた禁止型のルール (他の人に対してするな) が積極型のルール (他の人に対してせよ) に転換されている。すなわち、従来みられた他人を傷つけるような否定的行為を慎めという基準から一転、他人に対して利益をもたらす積極的な行動の必要性が説かれている。以後これが普遍性の高い行動基準として黄金律 (Golden Rule) として広く知られるに至っている。

(3) ただ、黄金律という場合、広義には積極型 (・・せよ) だけでなく禁止型 (・・するな。Silver Rule と称されることもある) も含めた意味で使われる場合が多い。

(4) このような黄金律の特徴としては (a) 現代においても宗教や文化を超えた道徳の基礎となっているので普遍性がある、(b) 「自分を相手の立場に置いてみること」を根本に据えているから相互性 (reciprocity)、論理整合性 (consistency)、人間の平等性といった重要な原則も暗黙のうちに主張している、(c) 個別具体的な道徳規則を示すものではなく、より広い倫理を展開するための基準ないし尺度である、などを指摘できる。

²⁰ この問題に対しては、黄金律よりもその否定的表現をとった銀色律 (Silver Rule) が控えめな対応を要請しているので、より適切である (Wattles 1996 : 176 ページ)。

(5) 黄金率は、その重要性和適用範囲の広さの面で人類が知る類例のない規範とされてきたが、その一方、ルールの適用に際しては (a) 自分と相手の価値観に差異がある場合には十分留意すること、(b) 状況がどのような論脈や枠組みであるかを熟慮すること、(c) ある程度の人間的成熟と最小限の誠実さがあること、が必要である。また、黄金律では平凡な希望や欲求が道徳の判断基準となっているが、倫理基準としてはさらに高いレベル（例えば愛など）があることも忘れてはならない。

(6) 黄金率は、人類が共通に直感的に受け入れる要素を持つ一方、その基礎には相手の共感 (empathy) を得て相手に何かを与えることを意味しているのも、そこには利他主義 (altruism) の要素がある。人間が共通に保有するこうした要素は心理学、神経科学、生物学など各種科学の側面から解明できる可能性がある。それが今後の検討課題であり、現時点におけるその概況は別稿 (岡部 2014) を参照されたい。

[引用文献]

大塩 武 (2005) 「はじめに」『明治学院大学の教育理念と創設者へボンの生涯』明治学院大学学長室。

岡部光明 (2012) 「“Do for others” の現代性と普遍性」明治学院大学『白金通信』3月号。

岡部光明 (2014) 「利他主義 (altruism) の動機とその構造について」慶應義塾大学 SFC ディスカッションペーパー-SFC-DP2014-002。[近刊]
<http://gakkai.sfc.keio.ac.jp/publication/dp_list2014.html>

久山道彦 (2005) 「Do for Others-『他者への貢献』と『黄金率』」『明治学院大学の教育理念と創設者へボンの生涯』明治学院大学学長室、1-6 ページ。

Berchman, Robert M. (2009) “The golden rule in Graeco-Roman religion and philosophy [1],” in Jacob Neusner and Bruce Chilton, eds. The Golden Rule: Analytical Perspectives, Studies in Religion and the Social Order, University Press of America.

Berthold, Daniel (2009) “The golden rule in Kant and utilitarianism,” in Jacob Neusner and Bruce Chilton, eds. The Golden Rule: Analytical Perspectives, Studies in Religion and the Social Order, University Press of America.

Gensler, Harry J. (2009) “Gold or fool’ s gold? Ridding the golden rule of absurd implications,” in Jacob Neusner and Bruce Chilton, eds. The Golden Rule: Analytical Perspectives, Studies in Religion and the Social Order, University Press of America.

Green, William S. (2009) “Parsing reciprocity,” in Jacob Neusner and Bruce Chilton, eds. The Golden Rule: Analytical Perspectives, Studies in Religion and the Social Order, University Press of America.

Neusner, Jacob, and Bruce Chilton, eds. (2009) The Golden Rule: Analytical Perspectives, Studies in Religion and the Social Order, University Press of America.

Ooshio, Takeshi (2004) “Objectives of ‘Meiji Gakuin University Branding Projects’ .”
<http://www.meijigakuin.ac.jp/project/branding/message_en.html>

Pfaff, Donald W. (2007) The Neuroscience of Fair Play: Why We (Usually) Follow the Golden Rule, Dana Press.

Wattles, Jeffrey (1996) The Golden Rule, Oxford University Press.